

市第 123 号議案

小机第 394 号線等市道路線の認定及び廃止

次のように市道の路線を認定し、及び廃止する。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

認定する路線

路 線 名	起 点 終 点	備 考 (参考図番号)
小 机 第394号線	港北区小机町2, 434番の 1 地先 同 区同 町2, 484番の 9 地先	第 1 号

廃止する路線

路線名	起終点	備考 (参考図番号)
六ツ川 第368号線	南区六ツ川二丁目142番の1地内	第2号
野庭 第411号線	港南区日野南二丁目5,423番の2地先 同区同 5,395番の21地先	第3号
希望が丘 第368号線	旭区柏町91番の1地内 同区同町同番の3地内	第4号
長津田 第118号線	緑区長津田三丁目1,810番の11地内 同区同 同番の15地内	第5号
長津田 第119号線	緑区長津田二丁目1,810番の2地内	
新石川 第243号線	青葉区新石川一丁目22番の30地先 同区同 同番の31地先	第6号
戸塚 第366号線	戸塚区上倉田町1,091番の1地先 同区同 町1,086番の2地先	第7号
戸塚 第367号線	戸塚区上倉田町1,085番の3地先 同区同 町1,086番の1地先	
目黒 第59号線	瀬谷区上瀬谷町34番の4地先 同区同 町35番の5地先	第8号
目黒 第60号線	瀬谷区上瀬谷町55番の1地先 同区同 町34番の2地先	
深見 第62号線	瀬谷区中屋敷二丁目16番の12地先 同区同 同番の18地先	第9号
下瀬谷 第375号線	瀬谷区下瀬谷一丁目41番の8地先 同区同 同番の1地先	第10号

提案理由

小机第394号線の路線を市道に認定し、及び六ツ川第368号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案する。

参 考

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条（第1項省略）

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。

（第3項から第5項まで省略）

（路線の廃止又は変更）

第10条（第1項及び第2項省略）

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道路線認定位置図（参考図）第1号



凡 例

	認定道路
	在来道路

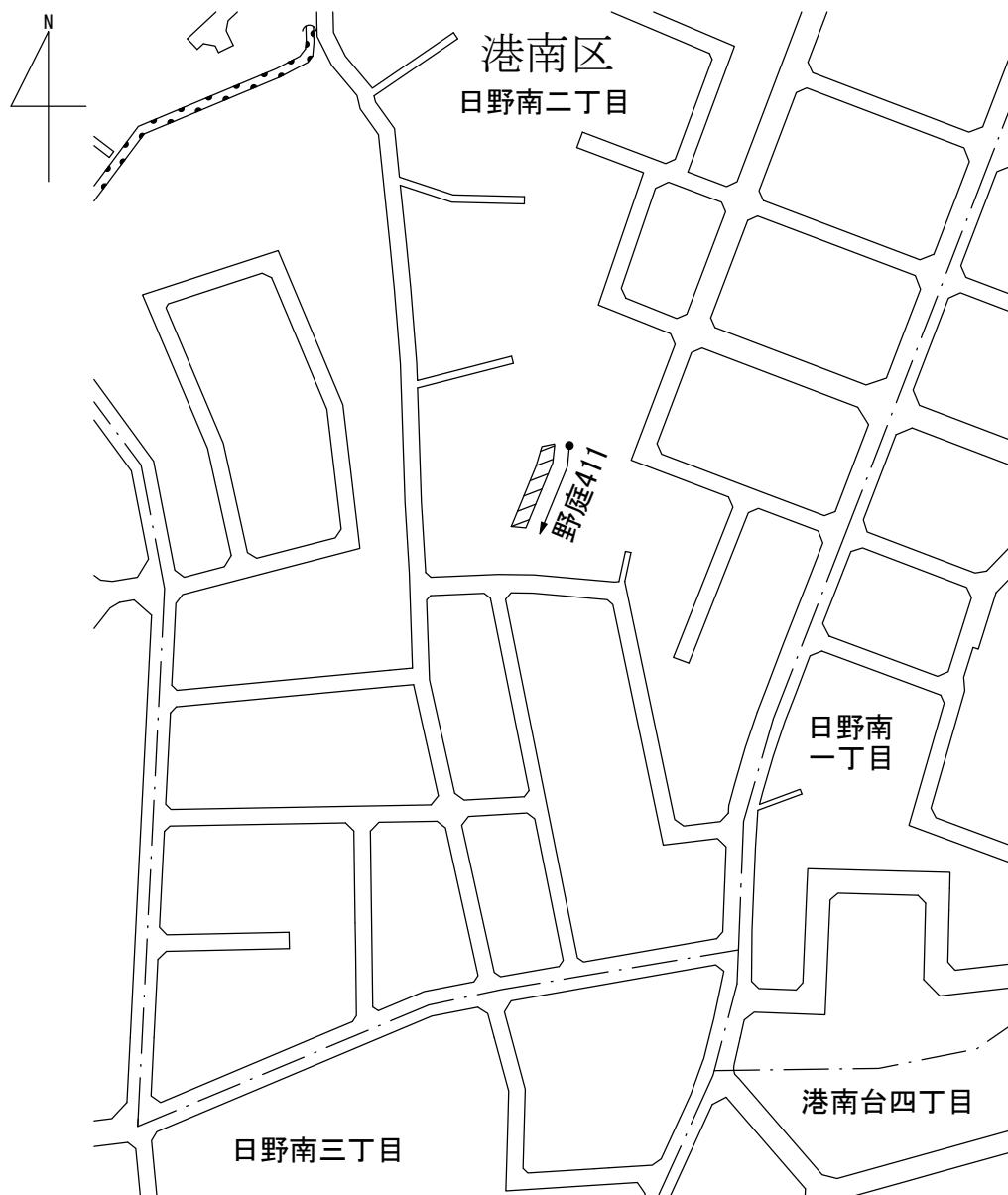
市道路線廃止位置図（参考図）第2号



凡例

	廃止道路
	在来道路
	区 界
	町 界

市道路線廃止位置図（参考図）第3号



凡例

	廃止道路
	在来道路
	町界

市道路線廃止位置図（参考図）第4号



凡例

	廃止道路
	在来道路
	町界

市道路線廃止位置図（参考図）第5号



凡 例

	廃止道路
	在来道路
	町 界

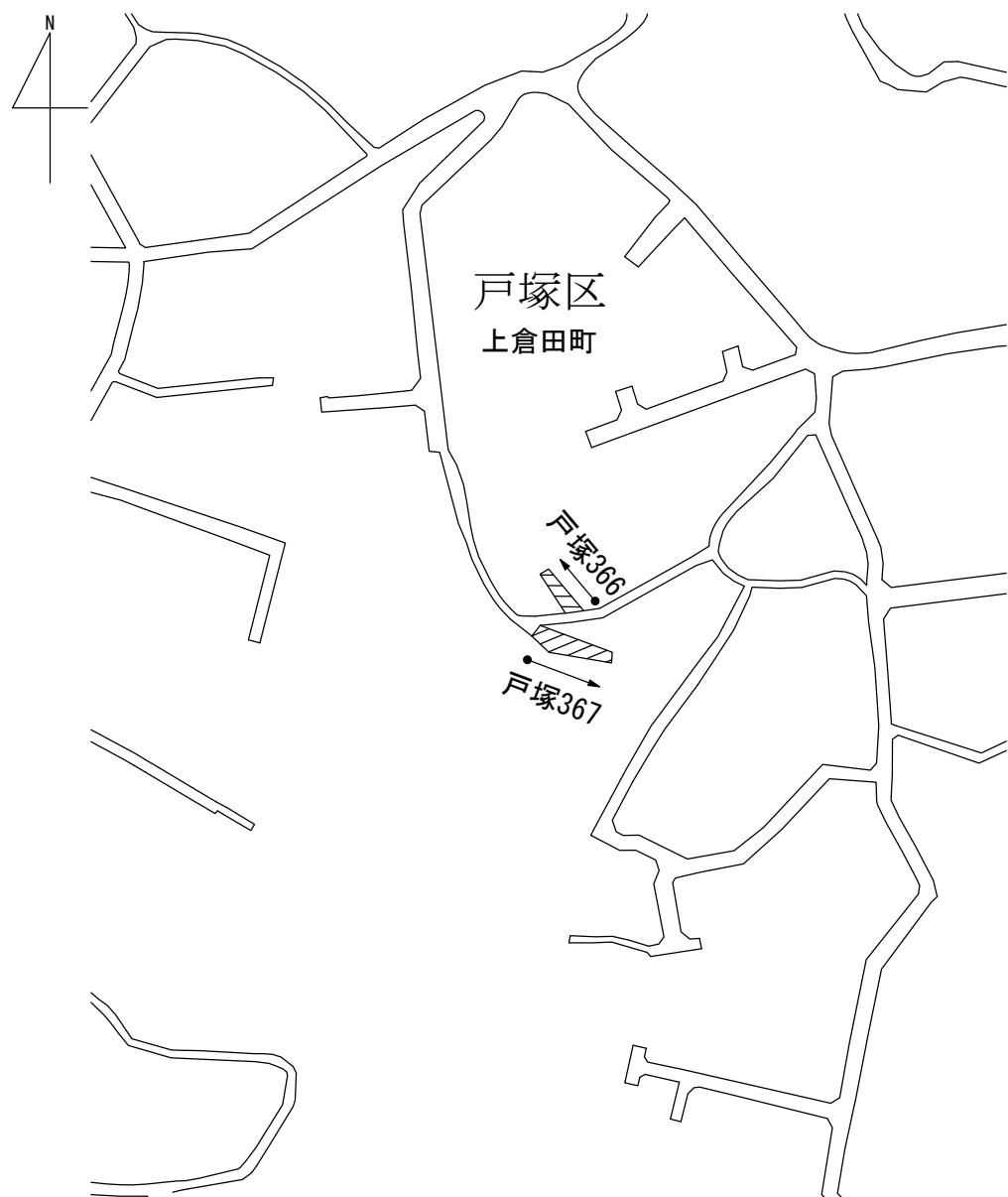
市道路線廃止位置図（参考図）第6号



凡例

	廃止道路
	在来道路
	町界

市道路線廃止位置図（参考図）第7号



凡例

	廃止道路
	在来道路

市道路線廃止位置図（参考図）第8号



凡例

	廃止道路
	在来道路
	町界

市道路線廃止位置図（参考図）第9号



凡 例

	廃止道路
	在来道路
	町 界

市道路線廃止位置図（参考図）第10号



凡例

廃止道路
在来道路
区界
町界